

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第25号	
事故等名	貨物船いつくしま引船八光丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年6月8日16時35分ごろ	
発生場所	岩手県釜石市釜石港新日本製鐵S4バース (概位 北緯39° 16.3'、東経141° 53.3')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月19日 仙台・地方事故調査官が海難報告書入手、2月24日A船船長、B船船長及び二等航海士から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 貨物船 いつくしま 749トン	
船舶番号	140262	
船舶所有者等	アキ・マリン株式会社	
船種・船名・総トン数	B 引船 八光丸 199トン	
船舶番号	130861	
船舶所有者等	有限会社八戸曳船サービス(運航会社:東日本タグボート株式会社)	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海)	
	B 船長 五級海技士(航海) 二等航海士 五級海技士(航海)	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 左舷船首に凹損(長さ約1.0m、幅約0.5m、深さ約3cm)	
	B 右舷船尾フェンダーにB船の塗料が付着	
事故等の経過	岩手県釜石市釜石港において、A船は右舷付けで着岸して揚荷役中、B船はA船の左舷側を航行し、A船前方至近の直角方向に位置する岸壁に着岸しようとして約2ノットの速力で左回頭中、平成20年6月8日16時35分ごろ、A船左舷船首とB船右舷船尾が衝突した。 当時、天候は晴で風は弱く、潮候は上げ潮の中央期であった。	
分析	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	B船は、右舷付けで着岸しようとした際、操船を適切に行わなかったため、左回頭を開始した時機が早くなったものと考えられる。
原因	本事故は、B船が着岸しようとした際、操船を適切に行わなかったため、左回頭を開始した時機が早くなり、B船の右舷船尾と着岸中のA船左舷船首とが衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	